



2 消防員委員会は、委員長及び委員をもつて組織する。
3 委員長は消防長に準ずる職のうち市町村の規則で定めるものにある消防職員のうちから消防長が指名する者をもつて充て、委員は消防職員（委員長として指名された消防職員及び消防長を除く。）のうちから消防長が指名する。
4 前三項に規定するものほか、消防職員委員会の組織及び運営に関する必要な事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。（消防団）
<b>第十八条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。</b>
2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。
3 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域内においても行動することができる。（消防団員）

2 消防団に消防団員を置く。
2 消防団員の定員は、条例で定める。（消防団長）
<b>第二十条 消防団の長は、消防団長とする。</b>
2 消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。（消防団員の職務）
<b>第二十一条 消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。（消防団員の任命）</b>
<b>第二十二条 消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。（消防団員の身分取扱い等）</b>
<b>第二十三条 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。</b>
2 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。（非常勤消防団員に対する公務災害補償）
<b>第二十四条 消防団員で非常勤のものが公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又</b>

2 非常勤消防団員に対する退職報償金
2 前項の場合においては、市町村は、当該消防団員で非常勤のもの又はその者の遺族の福祉に關して必要な事業を行うように努めなければならない。（非常勤消防団員に対する退職報償金）
<b>第二十五条 消防団員で非常勤のものが退職した場合においては、市町村は、条例で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給しなければならない。（特別区の消防に関する責任）</b>
<b>第二十六条 特別区の存する区域においては、特別区が連合してその区域内における第六条に規定する責任を有する。（特別区の消防への準用）</b>
<b>第二十七条 前条の特別区の消防は、都知事がこれを管理する。</b>
2 特別区の消防長は、都知事が任命する。（特別区の消防長の任命）
2 特別区の消防長は、都知事が任命する。（特別区の消防への準用）
<b>第二十八条 前二条に規定するものほか、特別区の存する区域における消防については、特別区の存する区域を一の市とみなして、市町村の消防に関する規定を準用する。（都道府県の消防に関する所掌事務）</b>
<b>第二十九条 都道府県は、市町村の消防が十分に行われるよう消防に関する当該都道府県と市町村との連絡及び市町村相互間の連絡協調を図るほか、消防に関する事項のあつせんに関する事項</b>

2 次条第二項第三号及び第四号に掲げる事項は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めることにより、その消防団員又はその者の遺族がこれら的原因によつて受けける損害を補償しなければならない。
2 前項の場合においては、市町村は、当該消防団員で非常勤のもの又はその者の遺族の福祉に關して必要な事業を行うように努めなければならない。（非常勤消防団員に対する退職報償金）
<b>第二十五条 消防団員で非常勤のものが退職した場合においては、市町村は、条例で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給しなければならない。（特別区の消防に関する責任）</b>
<b>第二十六条 特別区の存する区域においては、特別区が連合してその区域内における第六条に規定する責任を有する。（特別区の消防への準用）</b>
<b>第二十七条 前条の特別区の消防は、都知事がこれを管理する。</b>
2 特別区の消防長は、都知事が任命する。（特別区の消防長の任命）
2 特別区の消防長は、都知事が任命する。（特別区の消防への準用）
<b>第二十八条 前二条に規定するものほか、特別区の存する区域における消防については、特別区の存する区域を一の市とみなして、市町村の消防に関する規定を準用する。（都道府県の消防に関する所掌事務）</b>
<b>第二十九条 都道府県は、市町村の消防が十分に行われるよう消防に関する当該都道府県と市町村との連絡及び市町村相互間の連絡協調を図るほか、消防に関する事項のあつせんに関する事項</b>

八 消防の応援及び緊急消防援助隊に関する事項
九 市町村の消防が行う人命の救助に係る活動の指導に関する事項
十 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準に関する事項
十一 市町村の行う救急業務の指導に関する事項
十二 消防に関する市街地の等級化に関する事項（消防庁長官が指定する市に係るもの）
十三 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づきその権限に属する事項
<b>第三十条 前条に規定するもののほか、都道府県及び市町村の長の要請に応じ、航空機を用いて、当該市町村の消防を支援することができる。（都道府県の航空消防隊）</b>
2 都道府県知事及び市町村長は、前項の規定に基づく市町村の消防の支援に関する協定を締結することができる。
3 都道府県知事は、第一項の規定に基づく市町村の消防の支援のため、都道府県の規則で定めることにより、航空消防隊を設けるものとするところにより、航空消防隊を設けるものとする。
<b>第四章 市町村の消防の広域化</b>
<b>第三十一条 市町村の消防の広域化（二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。以下この条において同じ。）を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。以下この章において同じ。）は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行われなければならない。（基本指針）</b>
2 前号の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認める自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村（以下「広域化対象市町村」という。）の組合せ（前号の組合せに基づく自主的な市町村の消防の広域化を推進するため必要な措置に関する事項）について定めるものとする。
3 前号の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認める自主的な市町村の消防の広域化を推進するため必要な措置に関する事項
4 都道府県は、推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。
5 都道府県知事は、広域化対象市町村の全部又は一部から求めがあつたときは、市町村相互間における必要な調整を行うものとする。
6 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項
3 都道府県は、推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。
4 都道府県知事は、市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、この法律に定めるもののほか、情報の提供その他の必要な援助を行ふものとする。（広域消防運営計画）
5 都道府県は、基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
1 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
2 自主的な市町村の消防の広域化を推進するための計画（以下この条及び次条第二項において



調整本部に本部員を置き、次に掲げる者をもつて充てる。

一 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから任命する者

二 当該都道府県の区域内の市町村の置く消防本部のうち都道府県知事が指定するものの長

又はその指名する職員

三 当該都道府県の区域内の災害発生市町村の長の指名する職員

四 当該都道府県の区域内の災害発生市町村に

出動した緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が任命する者

調整本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、都道府県知事が指名する。

5 副本部長は、調整本部長を助け、調整本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 調整本部長は、必要があると認めるときは、國の職員その他の者を調整本部の会議に出席させることができる。

(都道府県知事の緊急消防援助隊に対する指示等)

**第四十四条の三** 都道府県知事は、前条第一項に規定する場合において、緊急消防援助隊行動市町村以外の災害発生市町村の消防の応援等に関し緊急の必要があると認めるときは、当該緊急消防援助隊行動市町村において行動

7 副本部長は、調整本部長を助け、調整本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

8 調整本部長は、必要があると認めるときは、國の職員その他の者を調整本部の会議に出席させることができる。

(都道府県知事の緊急消防援助隊に対する指示等)

**第四十五条** 都道府県知事は、前条第一項に規定する場合において、緊急消防援助隊行動市町村において行動する緊急消防援助隊に対し、出動することを指示することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による指示をするときは、あらかじめ、調整本部の意見を聴くものとする。ただし、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、あらかじめ、調整本部の意見を聴くいとまがないと認められるときは、この限りでない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指示をした場合には、消防庁長官に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

4 前項の規定により通知を受けた消防庁長官は、当該緊急消防援助隊として活動する人員が都道府県に属する場合にあつては当該都道府県の知事に対し、当該緊急消防援助隊として活動する人員が市町村に属する場合にあつては当該市町村の属する都道府県の知事を通じて当該市町村の長に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

(緊急消防援助隊)

第一項 第二項若しくは第四項の規定による求め

に応じ、又は同条第五項の規定による指示に基づき、消防の応援等を行うことを任務として、都道府県又は市町村に属する消防に関する人員及び施設により構成される部隊をいう。

2 総務大臣は、緊急消防援助隊の出動に関する措置を的確かつ迅速に行うため、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項

にに関する計画を策定し、公表するものとする。

これを変更したときも、同様とする。

3 総務大臣は、前項の計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ財務大臣と協議するものとする。

4 消防庁長官は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市町村長の申請に基づき、必要と認める人員及び施設を緊急消防援助隊として登録するものとする。

5 消防庁長官は、第二項の計画に照らして必要があると認めるときは、あらかじめ財務大臣と協議するものとする。

6 消防庁長官は、第二項の計画に照らして必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、前項の登録について協力を求めることができる。

(情報通信システムの整備等)

**第四十六条** 消防庁長官は、緊急消防援助隊の出動その他の消防の応援等に関する情報通信システムの整備及び運用のため必要な事項を定めるものとする。

(消防機関の職員が応援のため出動した場合の指揮)

**第四十七条** 消防機関の職員がその属する市町村以外の市町村の消防の応援のため出動した場合においては、当該職員は、応援を受けた市町村の長の指揮の下に行動するものとする。

2 前項の規定は、緊急消防援助隊の隊員の属する市町村の長が、第四十四条第一項、第二項若しくは第四項の規定による求めに応じ、又は同条第五項の規定による指示に基づき、当該隊員の属する緊急消防援助隊に対し当該隊員の属する市町村の消防の応援のため出動している市町村以外の市町村の消防の応援のため出動するものではない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指示をした場合には、消防庁長官に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

4 前項の規定により通知を受けた消防庁長官は、当該緊急消防援助隊として活動する人員が都道府県に属する場合にあつては当該都道府県の知事に対し、当該緊急消防援助隊として活動する人員が市町村に属する場合にあつては当該市町村の属する都道府県の知事を通じて当該市町村の長に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

(国の負担及び補助)

第一項 第四十四条第五項に基づく指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動(当該緊急

消防援助隊が第四十四条の三第一項の規定による指示を受けて出動した場合の活動を含む)により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用のうち当該緊急消防援助隊の隊員の特殊勤務手当及び時間外勤務手当その他の政令で定める経費は、政令で定めるところにより、国が負担する。

2 緊急消防援助隊に係る第四十五条第二項の計画に基づいて整備される施設であつて政令で定めるものに要する経費は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、国が補助するものとする。

3 前項に定めるもののほか、市町村の消防に要する費用に対する補助金に関しては、法律でこれを定める。

4 前項に定めるものに要する経費は、政令で定めるものに要する経費は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、国が補助するものとする。

5 前項に定めるものに要する経費は、政令で定める経費は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、国が補助するものとする。

6 前項に定めるものに要する経費は、政令で定める経費は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、国が補助するものとする。

7 前項に定めるものに要する経費は、政令で定める経費は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、国が補助するものとする。

8 前項に定めるものに要する経費は、政令で定める経費は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、国が補助するものとする。

9 前項に定めるものに要する経費は、政令で定める経費は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、国が補助するものとする。

10 前項に定めるものに要する経費は、政令で定める経費は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、国が補助するものとする。

11 前項に定めるものに要する経費は、政令で定める経費は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、国が補助するものとする。

12 前項に定めるものに要する経費は、政令で定める経費は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、国が補助するものとする。

13 前項に定めるものに要する経費は、政令で定める経費は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、国が補助するものとする。

14 前項に定めるものに要する経費は、政令で定める経費は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、国が補助するものとする。

15 前項に定めるものに要する経費は、政令で定める経費は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、国が補助するものとする。

16 前項に定めるものに要する経費は、政令で定める経費は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、国が補助するものとする。

17 前項に定めるものに要する経費は、政令で定める経費は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、国が補助するものとする。

18 前項に定めるものに要する経費は、政令で定める経費は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、国が補助するものとする。

19 前項に定めるものに要する経費は、政令で定める経費は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、国が補助するものとする。

20 前項に定めるものに要する経費は、政令で定める経費は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、国が補助するものとする。

21 前項に定めるものに要する経費は、政令で定める経費は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、国が補助するものとする。

22 前項に定めるものに要する経費は、政令で定める経費は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、国が補助するものとする。

23 前項に定めるものに要する経費は、政令で定める経費は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、国が補助するものとする。

24 前項に定めるものに要する経費は、政令で定める経費は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、国が補助するものとする。

25 前項に定めるものに要する経費は、政令で定める経費は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、国が補助するものとする。

26 前項に定めるものに要する経費は、政令で定める経費は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、国が補助するものとする。

27 前項に定めるものに要する経費は、政令で定める経費は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、国が補助するものとする。

28 前項に定めるものに要する経費は、政令で定める経費は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、国が補助するものとする。

29 前項に定めるものに要する経費は、政令で定める経費は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、国が補助するものとする。

30 前項に定めるものに要する経費は、政令で定める経費は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、国が補助するものとする。

31 前項に定めるものに要する経費は、政令で定める経費は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、国が補助するものとする。

32 前項に定めるものに要する経費は、政令で定める経費は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、国が補助するものとする。

33 前項に定めるものに要する経費は、政令で定める経費は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、国が補助するものとする。

34 前項に定めるものに要する経費は、政令で定める経費は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、国が補助するものとする。

35 前項に定めるものに要する経費は、政令で定める経費は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、国が補助するものとする。

36 前項に定めるものに要する経費は、政令で定める経費は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、国が補助するものとする。

37 前項に定めるものに要する経費は、政令で定める経費は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、国が補助するものとする。

38 前項に定めるものに要する経費は、政令で定める経費は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、国が補助するものとする。

39 前項に定めるものに要する経費は、政令で定める経費は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、国が補助するものとする。

に、その者の職務に応じ、消防庁に置かれる教育訓練機関又は消防学校の行う教育訓練を受けける機会が与えられない。国及び地方公共団体は、住民の自主的な防災組織が行う消防に資する活動の促進のため、当該防災組織を構成する者に対し、消防に関する教育訓練を受ける機会を与えるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### 附 則

**第一条** この法律施行の際現に警視庁又は道府県警察部若しくは特設消防署に勤務する官吏が、九月十日を超えない期間内において、各規定について、政令で、これを定める。

**第二条** この法律施行の際現に警視庁若しくは都道府県警察の職員、都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員となつた場合(その官吏が引き続き恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九条に規定する公務員である国家消防庁、国家消防本部、国家地方警察、警察署若しくは都道府県警察の職員、都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員として在職し、更に引き続き都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員となつた場合を含む)には、これを同法第十九条に規定する公務員として勤続するものとのみなし、当分の間、これに同法の規定を準用する。

**第三条** この法律施行の際現に各都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員で次に掲げるものをいう。

一 消防士長又は消防士である消防吏員

二 消防司令補である消防吏員

三 消防長又は前二号に掲げる者以外の消防吏員

四 前三号に掲げる者以外の都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員

五 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)による改訂前の警察法(昭和二十二年法律第九十六号)附則第七条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定を適用する場合に準用する。

この場合において、同条第四項中「現にこれに俸給を給する都」とあるのは、「現にこれに俸給を給する都道府県」と、同条第五項中「都から俸給を受ける者」とあるのは、「都道府県から俸給を受ける者」と、それぞれ読み替えるものとする。



**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。  
一から六まで 略

**七 第二十七条及び第五十八条の規定並びに附則第七条及び第二十一条の規定** 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(その他の处分、申請等に係る経過措置)

**第十四条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び第十六条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の处分その他の行為(以下この条において「处分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行なべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の適用に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた处分等の行為又は申請等の行為とみなす。

**附 則 (昭和六〇年六月二一日法律第六九号) 抄**

(施行期日) 一 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。

**附 則 (昭和六一年四月一五日法律第二〇号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、昭和六十二年一月一日から施行する。ただし、第二条(消防組織法第四条第十八号の次に一号を加える改正規定を除く。)並びに次条及び附則第四条の規定は、公布的日から施行する。

**附 則 (昭和六二年九月一六日法律第九三号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和六〇年六月二日法律第六号）抄  
（施行期日）  
この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。

附 則（昭和六一年四月一五日法律第二〇号）抄  
（施行期日）

附則抄(昭和六年九月一六日法律第九三号)施行期日

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。  
**附則** (昭和六三年五月一四日法律第五五号) 抄

（施行期日）	
第一条 この法律は、公布の日から施行する。	
附 則（平成六年六月二九日法律第四九号）抄	
（施行期日）	
第一条 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。	
附 則（平成七年四月二一日法律第六九号）抄	
（施行期日）	
第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	
一 第一条中地方公務員災害補償法目次、第三条第一項、第三章の章名、第三十三条第一項、第四十七条、第四十八条及び第七十二条から第七十四条までの改正規定、第二条及び第三条の規定並びに第四条中消防団員等公務災害補償等共済基金法第九条の三及び第二十条の規定	
附 則（平成七年八月一日）	
二号）抄（平成七年一〇月二七日法律第一二号）	
この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十四条の四の次に一条を加える改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	
附 則（平成八年六月一九日法律第八八号）抄	
（施行期日）	
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。	
（検討）	
附 則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄	
（施行期日）	
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。	
（検討）	
二百五十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及	
（施行期日）	
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。	
附 則（平成一一年七月一六日法律第八八号）抄	
（施行期日）	
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。	
（検討）	
附 則（平成一一年七月一六日法律第八八号）抄	
（施行期日）	
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。	
附 則（平成一四年七月二六日法律第九二号）抄	
（施行期日）	
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	
附 則（平成一五年六月一八日法律第八八号）抄	
（施行期日）	
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	
一 第一条中消防組織法第三章中第十八条の二の次に一条を加える改正規定、同法第二十四条の三の改正規定、同法第二十四条の四の次に三条を加える改正規定（同法第二十四条の二）	

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十四条の四の次に一条を加える改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

<p>（施行期日）抄 第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。</p>	<p>附 則（平成一九年七月一六日法律第八号）抄 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
<p>（施行期日）抄 第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施</p>	<p>附 則（平成一五年六月一八日法律第八四号）抄 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から</p>

(検討) 行する。  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
該各号に定める日から施行する。

に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようになるとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及

七に関する部分に限る。）、同法第二十五条の改正規定及び同法第二十五条の改正規定並びに第二条中消防法第二条第八項の改正規定、同法第三十条の次に一条を加える改正規定並びに同法第三十五条の八、第三十六条、第三十六条の三、第四十条及び第四十四条第十六号の改正規定並びに附則第五条の規定 平成十六年四月一日（経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成一六年四月二日法律第二七号）抄  
（施行期日）  
附 則 （平成一六年六月一八日法律第一二号）抄  
（施行期日）  
附 則 （平成一八年六月一四日法律第六四号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。  
(経過措置)  
第一条 この法律の施行の際現にこの法律による改正後の消防組織法（以下「新法」という。）第十六条第二項に規定する消防庁の定める基準に適合する消防長の階級を定めている新法第三十三条第二項第三号に規定する広域化対象市町村が同号の組合せに基づき新法第三十一条に規定する市町村の消防の広域化（以下この条において「広域化」という。）を行つた場合には、当該広域化が行われた日の前日に消防長であった者が当該市町村の消防吏員でなくなるまでの間、当該消防長であつた者が從前用いていた階級を用いることができる旨の特例を定めることができる。

(施行期日)  
第一条

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二一年五月一日法律第三四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二三年五月一日法律第三七号) 抄 (平成二三年五月一日法律第三七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(政令への委任) 第二十四条 附則第一条から前条まで及び附則第三十六条に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二五年六月一四日法律第四四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一略  
二 第一条、第五条、第七条 (消防組織法第十五条の改正規定に限る)、第九条、第十条、第十四条(地方独立行政法人法目次の改正規定(第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置(第五十九条第一項から第六十七条) 第五十九条第一項から第六十七条) 第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置(第六十七条の二第一項から第六十七条)に改める部分に限る)、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く)、第十五条、第二十二条(民生委員法第四条の改正規定に限る)、第三十六条、第四十条(森林法第七十条第一項の改正規定に限る)、第五十五条(建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る)、第五十一条、第五十二条(建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る)、第五十三条、第六十一条(都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る)、第六十二条、第六十五条(国土利用計画法第十五条规定に限る)、第二百五十二条の十四及び第二百五十二条の十

二項の改正規定を除く)及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第一項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条(地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二条号) 第百四十二条の二の八条の規定 平成二十六年四月一日)

(消防組織法の一部改正に伴う経過措置) 第二条 第七条の規定(消防組織法第十五条の改正規定に限る。以下この条において同じ)の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第七条の規定による改正後の消防組織法第十五条第二項に規定するものほか、この法律の施行されるまでの間は、消防長及び消防署長の資格については、なお従前の例による。

(政令への委任) 第十一条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (平成二五年一月二九日法律第八八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任) 第五条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任) 第五条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一略  
二 第一条、第五条、第七条 (消防組織法第十五条の改正規定に限る)、第九条、第十条、第十四条(地方独立行政法人法目次の改正規定(第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置(第五十九条第一項から第六十七条) 第五十九条第一項から第六十七条) 第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置(第六十七条の二第一項から第六十七条)に改める部分に限る)、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く)、第十五条、第二十二条(民生委員法第四条の改正規定に限る)、第三十六条、第四十条(森林法第七十条第一項の改正規定に限る)、第五十五条(建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る)、第五十一条、第五十二条(建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る)、第五十三条、第六十一条(都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る)、第六十二条、第六十五条(国土利用計画法第十五条规定に限る)、第二百五十二条の十四及び第二百五十二条の十

三節第四款を同節第六款とする改正規定、第二百五十二条の十四及び第二百五十二条の十六の改正規定、第二編第十一章第三節第三款を同節第四款とし、同款の次に一款を加える改正規定、第二百五十二条の七第三項及び第二百五十二条の七の二の改正規定、第二編第十一章第三節第二款を同節第三款とする改正規定、第二百五十二条の二を第二百五十二条の二の二とする改正規定、第二百五十二条の六及び第二百五十二条の六の二の改正規定並びに第二編第十一章第三節第一款を同節第二款とし、同款の前に一款を加える改正規定並びに附則第四条、第九条、第十四条、第二十二条、第五十六条及び第七十条(市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号) 第三条第一項、第四条第二項及び第五条第六項の改正規定に限る)の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日